

# ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

- 地方公共団体に寄附(ふるさと寄附)を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっている。
- 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行う。

《税負担軽減の仕組み》(年収700万円、寄附金5万円の場合 (※夫婦子なしの場合、端数未調整))

## 【現行制度】

寄附金額 5万円			
適用 下限額	【所得税分】 所得控除による軽減	【個人住民税分】 税額控除(基本分)	【個人住民税分】 税額控除(特例分)
2千円	(5万円-2千円) × 20%(所得税の限界税率) =9,600円	(5万円-2千円) × 10% =4,800円	(5万円-2千円) × (90%-20%(所得税の限界税率)) =33,600円
			所得割額の 1割を限度
← 軽減額 48,000円 →			

## 【復興特別所得税の創設後】

寄附金額 5万円			
適用 下限額	【所得税分(A)】 所得控除による軽減	【個人住民税分】 税額控除(基本分)	【個人住民税分】 税額控除(特例分)
2千円	(5万円-2千円) × 20%(所得税の限界税率) =9,600円	(5万円-2千円) × 10% =4,800円	(5万円-2千円) × (90%-20%(所得税の限界税率) × 1.021) =33,400円
			所得割額の 1割を限度
		(B)	(B) ※
← 軽減額 48,200円 →			